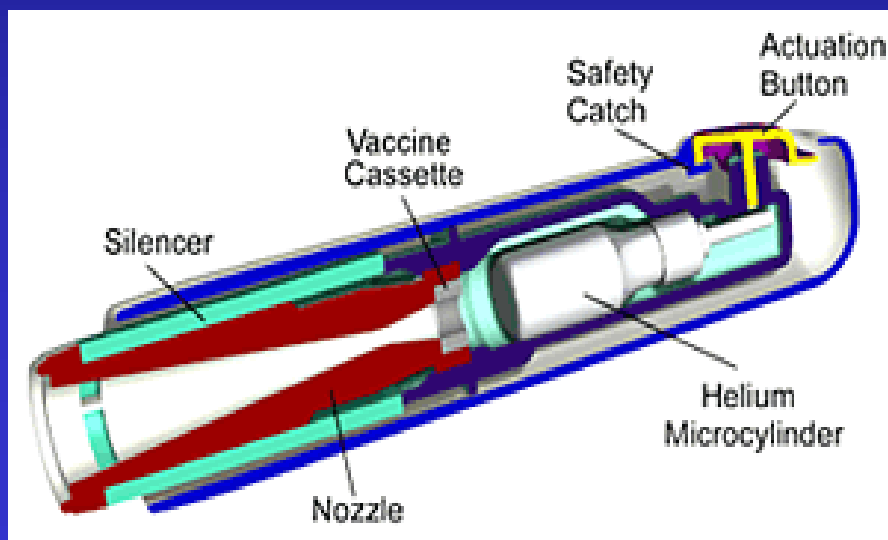


医療特許による新たな医療社会

- 患 者 新たな医療技術の普及により、難病が治るとともに、苦痛から開放される。
- 医 者 新たな医療技術を自由に使用でき、患者の期待に応えられる。
- 発明者 :医療の進歩に貢献できる。
(研究者 企業)

痛くない注射の例



PowderJect ND - Disposable

医療特許

不認可

認可

先端ノズル形状
などだけの特許

広範囲な
針なし注射の特許

開発費回収が困難
患者さんが損

針なし注射
ベンチャー成立
患者さんが得



何故、医療行為まで特許化が必要か

- ・ 医療行為と一体となって医療器具・材料が開発されることが多い

例) 「痛くない注射」：注射器の開発とともにどのような方法で注射するかという医療行為と一体となって「痛くない」という効果をもたらす特許となる。

（注．針の形状のみでは十分な特許保護が困難）